

出産したとき

○必要な手続き

- (1) 医師か助産師に、出生証明書（出生届と同一書式）をもらう。
- (2) 14 日以内に、母子健康手帳と父母の国籍証明書（パスポートなど。外国人夫婦の場合）、婚姻が確認できる書類（外国人夫婦の場合）をもって、市役所、支所、サービスセンター、アクタ西宮ステーションに出生届を出す。そのとき、出生届記載事項証明書をもらう。
- (3) 30 日以内に、出入国在留管理局で、在留資格取得の手続きをする。ただし、60 日以内に出国する場合は、必要ありません。

問い合わせ先	西宮市役所 市民課 住民記録担当	0798-35-3104
	西宮市役所 市民課 戸籍担当	0798-35-3128
	外国人在留総合インフォメーションセンター	0570-013904
	(I P、 P H S、海外	03-5796-7112)

○健康保険と出産費用

正常な出産の場合、健康保険の対象外なので、かなり費用がかかります。

健康保険の加入者が出産したときは出産育児一時金が支給されます。

健康保険から病院などに直接出産育児一時金を支払うことができます（直接支払制度）。直接支払制度を利用される場合は出産する病院にお問合せ下さい。直接支払制度を利用されない場合は、加入している健康保険へ請求しましょう。

問い合わせ先	西宮市役所 国民健康保険課	0798-35-3120 …国民健康保険加入の場合
--------	---------------	---------------------------

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。